

1 新たな担い手による商店街活性化モデル事業

- 移住&空き店舗での開業希望者向けに、商店街やまちの魅力紹介や地域で商売を始めるに当たり参考になるセミナー、移住&開業相談会を開催
- 移住者・二拠点居住者・関係人口などの『よそ者』目線で、商店街や中心市街地などまちの魅力を発掘・発信するイベントなどを開催
- 移住&空き店舗での開業希望者向けに、商店街にある空き店舗の内覧会ツアー等を開催。建築士なども交えて、具体的な改装などの助言や提案も実施

→事業実施主体は実行委員会を形成

構成員 移住者（移住希望者）や二拠点居住者、地域で活動する個人、団体等で商店街の活性化を担う意思がある者などを必須構成員とする。



- ▶ **補助対象者** 実行委員会 ※商工団体、商店街組織、市町村、移住者等で構成
- ▶ **補助率** 3分の2以下
- ▶ **補助上限額** 100万円

2 商店街インキュベーションによる空き店舗解消・活用モデル事業

- 商店街等に『商業インキュベーション施設』を整備し新たな担い手を集めるとともに、卒業者が近隣の空き店舗で開業する仕組みを構築
- 事業の実施に必要な資金を獲得するための、資金調達モデルを構築
※クラウドファンディング、まちづくりファンドを想定

- ▶ 入居者は、入居期間中に商店街（会）の活動に参加し、商店街、地元住民と関係を構築
- ▶ 3年程度の期間で施設を卒業し、商店街内又は近隣の商店街の空き店舗での開業を目指す



- ▶ **補助対象者** 商店街、商工団体、まちづくり団体など
- ▶ **補助率** 3分の2以下
- ▶ **補助上限額** 小規模店舗設置数が①3店舗以上5店舗未満の場合1,000万円、②5店舗以上の場合：2,000万円

イベント等により 県内外から人を呼び込む

● 商店街等の場を活用した賑わいの創出

インキュでプレ開業、 商店街等の一員になる

● 『新たな担い手予備軍』の確保
● テナントMIXで商店街魅力UP

インキュ卒業後は 商店街等の空き店舗で本開業

● 商店街等の空き店舗解消

引き続き地域の 商店街等の担い手として活躍

● 商店街等の担い手増加

→ 『新たな担い手創出』と『空き店舗解消・活用』の課題解決モデルを作り、県内商店街へ発信

モデル事業の成果を発信し、横展開による『新たな担い手創出』『空き店舗解消・活用』の普及拡大を図る

R7年度の実施の事業について、県のHPで公開しています！
こちらをご確認ください →

埼玉県 商店街 新たな担い手



事業要件・補助対象経費

1 新たな担い手による商店街活性化モデル事業（ソフト事業）

【事業要件】

以下のいずれかに該当する事業

- (1) 移住者及び開業希望者に向けて、商店街やまちの魅力を発信するとともに、移住及び空き店舗開業に関する情報を提供するセミナーや相談会を開催する事業
- (2) 移住者・二拠点居住者・関係人口などの新たな担い手が、地域住民以外の目線で、商店街や中心市街地などまちの魅力を発掘・発信するイベントなどを開催する事業
- (3) 移住者及び開業希望者向けに、商店街にある空き店舗の内覧会ツアー等を開催し、改装などの助言や提案等を実施する事業

【補助対象経費】

- ア 賃金（補助事業者の構成員又は職員の人件費は除く。）
アルバイト代等
- イ 謝礼金
講師謝金、出演料等
- ウ 印刷製本費
印刷費、資料製本費等
- エ 物品購入費
消耗品、教材、資料、装饰材料等
- オ 備品購入費
各種機材購入等
- カ 役務費
郵送代、広告代、補助事業に係るイベント保険料等
- キ 委託費
会場設営委託等
- ク 使用料及び賃借料
会場借上、設備賃借、車両借上等

【補助対象外経費】

- ア 間接的経費、公租公課及び手数料
- イ 景品等
- ウ 旅費、飲食費
- エ その他知事が定めるもの

2 商店街インキュベーションによる空き店舗解消・活用モデル事業（商業インキュベーション施設整備事業）

【事業要件】

以下の各号全てを満たすこと

- (1) 「商店街に新たな担い手を呼び込む」「新たな魅力（店舗）を創出する」「空き店舗を解消する」ことを目的とした商業インキュベーション施設の整備事業（1号事業）
※原則として5以上の小規模店舗を設置
- (2) 1号事業で整備した施設の広報及び新たな担い手となる新規入居者の募集事業（2号事業）
※入居期間は原則として3年以内
- (3) 1号事業で整備した施設の入居者の店舗運営を支援するための専門家伴走支援事業（3号事業）
- (4) 1号事業で整備した施設の退去者が本開業するに当たり、当該商店街内又は近隣商店街の空き店舗を活用して開業することを支援するための空き店舗活用開業支援事業（4号事業）
- (5) 前各号の事業の実施に必要な資金を獲得するための、他のモデルとなりうる資金調達事業（5号事業）

入居者に関する要件

商業インキュベーション施設の入居者には以下の条件を附し、入居者が条件を満たさなくなった場合は施設から退去させる旨を規約等で定める必要があります。

- (1) 施設が所在する区域で活動する商店街（会）の会員になること。
- (2) 商店街（会）が行う活動に積極的に参画すること。

【補助対象経費】

① 商業インキュベーション施設の設置・取得等に要する経費

- ア 施設設置工事費
- イ 備品購入費
- ウ 補助事業と連動した商店街環境整備費

② 資金調達事業の実施に要する経費

- ア クラウドファンディング運営事業者等に支払う利用手数料（決済手数料等は除く。）
- イ プロジェクトを掲載するホームページ等を作成するための費用（役務費、委託費）

【補助対象外経費】

- ア 土地の取得等に要する経費
- イ 権利取得等に要する経費
- ウ 土地の改修費
- エ コンサルティング料
- オ 間接的経費、公租公課及び手数料、補助事業者の構成員又は職員の人件費
- カ その他知事が定めるもの

○補助金に関する相談先及び事業計画書・交付申請書等の提出先

埼玉県 産業労働部 商業・サービス産業支援課（商業担当）
電話 048-830-3761 E-mail a3750-11@pref.saitama.lg.jp